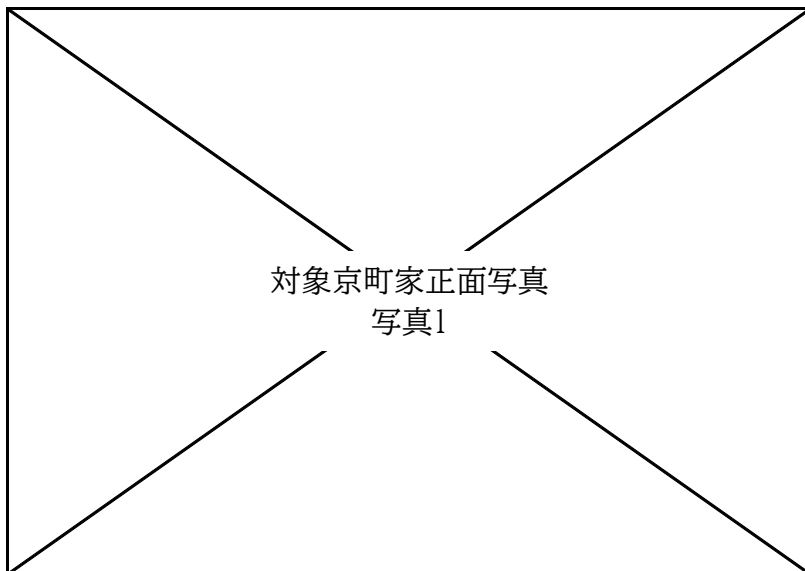


FID		関連		名称		所在地 (登記)	
-----	--	----	--	----	--	-------------	--

必須条件	建築年		
	構造	1階	
		2階	
		3階	
	階数		
長屋			
平入		角地	1 2 3 階 階 階
いずれか一つ以上を有する	通り庇	格子戸	<input type="checkbox"/>
	格子	平格子	<input type="checkbox"/>
		出格子	<input type="checkbox"/>
		虫籠窓	<input type="checkbox"/>
		格子窓	<input type="checkbox"/>
	外壁・高塀	格子+腰	<input type="checkbox"/>
通り庭	坪庭		
火袋	奥庭		



その他の外観の要素	屋根	木製戸袋
	越屋根	木製手摺
	卯建・袖壁	大戸
	腰壁	高塀
	犬矢来・駒寄	洋館・表蔵
	木柵戸	看板建築
	木柵窓	その他

その他の生活文化の要素	玄関（取次あり）	簾掛け	表屋造
	茶室	ぼったり床机	織屋建
	おくどさん	鍾馗さん	玄関庭
	井戸	木製看板	前庭
	縁側	軒行燈	
	床の間	その他	
	幔幕掛け		

登記情報	所有者	地積	家屋番号枝番	所有者	1階	2階	3階	合計	間口	奥行	用途
	土地		家屋								

その他、維持管理の状態等	アルミ枠の戸・窓	著しい劣化あり	大幅な改変あり
--------------	----------	---------	---------

【指定テーマ】		【建物の特記事項】
伝統的な形態・意匠（外部）が残っている	(備考)	
歴史的な特徴がある（時代性）		
地域的な特徴がある（場所性）		
伝統的な空間構成、形態・意匠（内部）が残っている		
京町家を舞台とした伝統行事・地域とのかかわりがある		
伝統的なものづくりに応じた建て方や形態・意匠が残っている		
伝統的な商いやもてなしに応じた建て方や形態・意匠が残っている		

【指定理由】	
外観に特徴的な建築要素を有し、地域の景観や建築様式の模範となる象徴的なもの	
希少性が高く、解体された場合に、町並みの個性が失われるなど特に影響が大きいもの	
建物内部に建築当時の形態意匠を有しており、地域の都市居住文化を後世に伝える象徴的なもの	
希少性が高く、解体された場合に、地域の伝統的な生活文化が失われるなど特に影響の大きいもの	
魅力あるまちづくりの資源であり、市の趣ある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を図るうえで重要なもの	
将来に向けた保全・活用計画があるなど、京町家の保全・継承を意欲的に行おうとする所有者が管理する京町家	
(備考)	

〔建物概要〕

※建築年は、閉鎖登記簿又は課税台帳等により当該建物の存在を確認した年を記載

公 用

登記事項証明書

交付申請書

登記簿謄本・抄本

(登記所の表示) 京都地方法務局 出張所 令和 年 月 日申請

申請人		所 属	出張所			
		京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室				
		氏 名				
※物件ID	種 別 (印をつける)	所 在	地 番	家屋番号 又は所有者	請求 通数	備考
伝統的意匠 ●●	1 <input checked="" type="checkbox"/> 土地	●●区●●通●●上る●●町	329、330	329-0-1	1	
	2 <input checked="" type="checkbox"/> 建物				1	
高塀造り ●●	3 <input checked="" type="checkbox"/> 土地	●●区●●通●●上る●●町	24		1	
	4 <input checked="" type="checkbox"/> 建物				1	
3階建て ●●	5 <input checked="" type="checkbox"/> 土地	●●区●●通●●上る●●町	550	550	1	
	6 <input checked="" type="checkbox"/> 建物				1	
明治初期 ●●	7 <input checked="" type="checkbox"/> 土地	●●区●●通●●上る●●町	46		1	
	8 <input type="checkbox"/> 建物					
先斗町 ●●	9 <input checked="" type="checkbox"/> 土地	●●区●●通●●上る●●町	39-10		1	
	10 <input checked="" type="checkbox"/> 建物				1	
鳥羽街道 ●●	11 <input checked="" type="checkbox"/> 土地	●●区●●通●●上る●●町	37	49 47、50	1	
	12 <input checked="" type="checkbox"/> 建物				1	
	13 <input type="checkbox"/> 土地					
	14 <input type="checkbox"/> 建物					
	15 <input type="checkbox"/> 土地					
	16 <input type="checkbox"/> 建物					
	17 <input type="checkbox"/> 土地					
	18 <input type="checkbox"/> 建物					
	19 <input type="checkbox"/> 土地					
	20 <input type="checkbox"/> 建物					

※共同担保目録が必要なときは、以下にも記載。

次の共同担保目録を「種別」欄の番号_____番の物件に付ける。

 現に効力を有するもの 全部 (抹消を含む) () 第 _____ 号

※該当事項の□に✓印をつけ、所要事項を記載。

 登記事項証明書・謄本 (土地・建物)

専有部分の登記事項証明書・抄本 (マンション名 _____)

 ただし、現に効力を有する部分のみ (抹消された抵当権などを省略) 一部事項証明書・抄本 (次の項目も記載)

共有者 _____ に関する部分

 所有者事項証明書 (所有者・共有者の住所・氏名・持分のみ) 所有者 共有者 _____ コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿 合筆、滅失などによる閉鎖登記簿・記録 (_____ 年 _____ 月 _____ 日閉鎖) 移記閉鎖による閉鎖登記簿・抄本

(目 的) 京町家の保全・継承のための調査

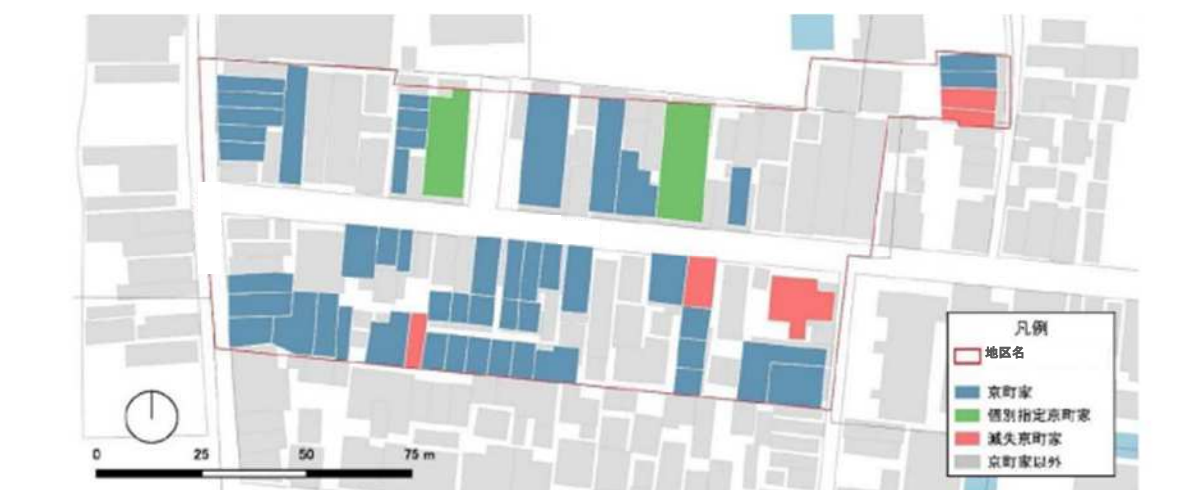
(手数料) 昭和24年5月31日政令第140号登記手数料令第18条により免除

上記申請は公用であることを証明する。

京都市長 ○○ ○○

京町家の残存状況資料（イメージ）

・位置図



・地区内京町家の状況

〇〇地区	H20/21	H28	R8
町家集積率	%	%	%
町家件数			
滅失町家面積	/	m ²	m ²
滅失率	/	%	%

FID		地区名	
住所			
通り庇	<input type="checkbox"/>	平入切妻	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/>
隣地接合	<input type="checkbox"/>	格子	<input type="checkbox"/>
町家類型	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 中二階	<input type="checkbox"/> 本二階 <input type="checkbox"/> 三階建て
特定様式	<input type="checkbox"/> 大塀	<input type="checkbox"/> 卯建	<input type="checkbox"/> 袖壁 <input type="checkbox"/> 看板建築
屋根	<input type="checkbox"/> 切妻	<input type="checkbox"/> 入母屋	<input type="checkbox"/> 寄棟 <input type="checkbox"/> 越屋根
外壁	<input type="checkbox"/> 真壁	<input type="checkbox"/> 土壁・漆喰・聚楽	<input type="checkbox"/> 腰壁
生活意匠	<input type="checkbox"/> 犬矢来	<input type="checkbox"/> 駒寄	<input type="checkbox"/> その他()

外観写真

その他気付

FID		地区名	
住所			
通り庇	<input type="checkbox"/>	平入切妻	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/>
隣地接合	<input type="checkbox"/>	格子	<input type="checkbox"/>
町家類型	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 中二階	<input type="checkbox"/> 本二階 <input type="checkbox"/> 三階建て
特定様式	<input type="checkbox"/> 大塀	<input type="checkbox"/> 卯建	<input type="checkbox"/> 袖壁 <input type="checkbox"/> 看板建築
屋根	<input type="checkbox"/> 切妻	<input type="checkbox"/> 入母屋	<input type="checkbox"/> 寄棟 <input type="checkbox"/> 越屋根
外壁	<input type="checkbox"/> 真壁	<input type="checkbox"/> 土壁・漆喰・聚楽	<input type="checkbox"/> 腰壁
生活意匠	<input type="checkbox"/> 犬矢来	<input type="checkbox"/> 駒寄	<input type="checkbox"/> その他()

外観写真

その他気付

FID		地区名	
住所			
通り庇	<input type="checkbox"/>	平入切妻	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/>
隣地接合	<input type="checkbox"/>	格子	<input type="checkbox"/>
町家類型	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 中二階	<input type="checkbox"/> 本二階 <input type="checkbox"/> 三階建て
特定様式	<input type="checkbox"/> 大塀	<input type="checkbox"/> 卯建	<input type="checkbox"/> 袖壁 <input type="checkbox"/> 看板建築
屋根	<input type="checkbox"/> 切妻	<input type="checkbox"/> 入母屋	<input type="checkbox"/> 寄棟 <input type="checkbox"/> 越屋根
外壁	<input type="checkbox"/> 真壁	<input type="checkbox"/> 土壁・漆喰・聚楽	<input type="checkbox"/> 腰壁
生活意匠	<input type="checkbox"/> 犬矢来	<input type="checkbox"/> 駒寄	<input type="checkbox"/> その他()

外観写真

その他気付

FID		地区名	
住所			
通り庇	<input type="checkbox"/>	平入切妻	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/>
隣地接合	<input type="checkbox"/>	格子	<input type="checkbox"/>
町家類型	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 中二階	<input type="checkbox"/> 本二階 <input type="checkbox"/> 三階建て
特定様式	<input type="checkbox"/> 大塀	<input type="checkbox"/> 卯建	<input type="checkbox"/> 袖壁 <input type="checkbox"/> 看板建築
屋根	<input type="checkbox"/> 切妻	<input type="checkbox"/> 入母屋	<input type="checkbox"/> 寄棟 <input type="checkbox"/> 越屋根
外壁	<input type="checkbox"/> 真壁	<input type="checkbox"/> 土壁・漆喰・聚楽	<input type="checkbox"/> 腰壁
生活意匠	<input type="checkbox"/> 犬矢来	<input type="checkbox"/> 駒寄	<input type="checkbox"/> その他()

外観写真

その他気付

FID		地区名	
住所			
通り庇	<input type="checkbox"/>	平入切妻	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/>
隣地接合	<input type="checkbox"/>	格子	<input type="checkbox"/>
町家類型	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 中二階	<input type="checkbox"/> 本二階 <input type="checkbox"/> 三階建て
特定様式	<input type="checkbox"/> 大塀	<input type="checkbox"/> 卯建	<input type="checkbox"/> 袖壁 <input type="checkbox"/> 看板建築
屋根	<input type="checkbox"/> 切妻	<input type="checkbox"/> 入母屋	<input type="checkbox"/> 寄棟 <input type="checkbox"/> 越屋根
外壁	<input type="checkbox"/> 真壁	<input type="checkbox"/> 土壁・漆喰・聚楽	<input type="checkbox"/> 腰壁
生活意匠	<input type="checkbox"/> 犬矢来	<input type="checkbox"/> 駒寄	<input type="checkbox"/> その他()

外観写真

その他気付

FID		地区名	
住所			
通り庇	<input type="checkbox"/>	平入切妻	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/>
隣地接合	<input type="checkbox"/>	格子	<input type="checkbox"/>
町家類型	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 中二階	<input type="checkbox"/> 本二階 <input type="checkbox"/> 三階建て
特定様式	<input type="checkbox"/> 大塀	<input type="checkbox"/> 卯建	<input type="checkbox"/> 袖壁 <input type="checkbox"/> 看板建築
屋根	<input type="checkbox"/> 切妻	<input type="checkbox"/> 入母屋	<input type="checkbox"/> 寄棟 <input type="checkbox"/> 越屋根
外壁	<input type="checkbox"/> 真壁	<input type="checkbox"/> 土壁・漆喰・聚楽	<input type="checkbox"/> 腰壁
生活意匠	<input type="checkbox"/> 犬矢来	<input type="checkbox"/> 駒寄	<input type="checkbox"/> その他()

外観写真

その他気付

FID		地区名	
住所			
通り庇	<input type="checkbox"/>	平入切妻	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/>
隣地接合	<input type="checkbox"/>	格子	<input type="checkbox"/>
町家類型	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 中二階	<input type="checkbox"/> 本二階 <input type="checkbox"/> 三階建て
特定様式	<input type="checkbox"/> 大塀	<input type="checkbox"/> 卯建	<input type="checkbox"/> 袖壁 <input type="checkbox"/> 看板建築
屋根	<input type="checkbox"/> 切妻	<input type="checkbox"/> 入母屋	<input type="checkbox"/> 寄棟 <input type="checkbox"/> 越屋根
外壁	<input type="checkbox"/> 真壁	<input type="checkbox"/> 土壁・漆喰・聚楽	<input type="checkbox"/> 腰壁
生活意匠	<input type="checkbox"/> 犬矢来	<input type="checkbox"/> 駒寄	<input type="checkbox"/> その他()

外観写真

その他気付

FID		地区名	
住所			
通り庇	<input type="checkbox"/>	平入切妻	<input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/>
隣地接合	<input type="checkbox"/>	格子	<input type="checkbox"/>
町家類型	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 中二階	<input type="checkbox"/> 本二階 <input type="checkbox"/> 三階建て
特定様式	<input type="checkbox"/> 大塀	<input type="checkbox"/> 卯建	<input type="checkbox"/> 袖壁 <input type="checkbox"/> 看板建築
屋根	<input type="checkbox"/> 切妻	<input type="checkbox"/> 入母屋	<input type="checkbox"/> 寄棟 <input type="checkbox"/> 越屋根
外壁	<input type="checkbox"/> 真壁	<input type="checkbox"/> 土壁・漆喰・聚楽	<input type="checkbox"/> 腰壁
生活意匠	<input type="checkbox"/> 犬矢来	<input type="checkbox"/> 駒寄	<input type="checkbox"/> その他()

外観写真

その他気付

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第4条 受注者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

令和8年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務委託
受託候補者選定実施要領

制定 令和8年4月23日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、令和8年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務委託について、まち再生・創造推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(委託費用の上限)

第2条 要綱第3条に規定する委託費用の上限は、9,239,000円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(受託希望者の募集)

第3条 要綱第4条第8項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 要綱第4条第4項に定める提案書の提出は、令和8年5月18日（月）午後5時までに、次に掲げる事項を記載した京町家条例に基づく指定に係る調査等業務受託に関する提案書（以下「提案書」という。）に、受託希望金額に関する見積書、類似業務等の契約書の写し及び添付書類を添え、提出するものとする。

ア 本業務を実施する場合の体制及び業務実績

イ 令和8年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務委託仕様書に係る提案

ウ 受託希望金額

エ 本提案に関する連絡先

(2) 要綱第4条第5項に定める質問は、令和8年5月7日（木）正午までに、行わなければならないものとする。

(3) 要綱第4条第6項に定める質問及びその回答の内容のホームページでの公開は、令和8年5月12日（火）午前10時までにを行うものとする。

(受託候補者選定委員会)

第4条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 都市計画局まち再生・創造推進室担当部長

(2) 都市計画局まち再生・創造推進室再生・創造企画課長

(3) 都市計画局まち再生・創造推進室京町家保全継承課長

(受託候補者の選定等)

第5条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第1号に掲げる事項を評価する。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価する。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあつては、応募条件を緩和する余地がなく、更なる周知活動を行った場合においても当該受託希望者の他の者からの応募の可能性があると判断できない場合は、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (5) 受託候補者選定委員会は、前2号の規定により選定しようとする者が、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、前2号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。
- (6) 前号の規定により受託候補者を選定しないこととなる場合には、次に評価点の高い者を受託候補者として選定するものとする。この場合においては、第3号ただし書並びに前号及びこの号の規定を準用する。

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、令和8年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務委託に関して適用する。

(別 表)

		受託希望者			
評価項目／評価事項		評価基準	配点	評価	評価点
実施体制	本店等の所在地	本店所在地が京都市内 (4) 支店所在地が京都市内 (2) 本店所在地が京都市外 (0)	4		
	担当技術者の人数／業務遂行に十分な技術者が確保されているか (主任技術者を含む。)	A:4人以上 (12) B:A又はC以外 (6) C:1人未満 (0)	12		
	管理技術者の従事している他業務の状況／他に従事している又は従事する予定のある業務があるか。	A:0件 (4) B:1件 (2) C:2件以上 (0)	4		
	主任技術者の従事している他業務の状況／他に従事している又は従事する予定のある業務があるか。	A:0件 (4) B:1件 (2) C:2件以上 (0)	4		
資格の有無等	管理技術者の類似業務の実績／同種・類似業務の実績を有しているか	同種の業務1件当たり3点 類似の業務1件当たり2点	9		
	主任技術者の類似業務の実績／同種・類似業務の実績を有しているか	同種の業務1件当たり3点 類似の業務1件当たり2点	9		
	管理技術者、主任技術者又は担当技術者が、木造建築物の伝統的な構造、形態又は意匠等に関する専門知識 (専門資格等) を有しているか。	文化財マネージャー、ヘリテージマネージャー相当の資格1保有当たり2点 上記に準じる資格1保有当たり1点	4		
提案の的確性	本業務を効率的・効果的に実施するための取組方針及び実施体制について、適切かつ具体的な提案がされているか。	A:非常に優れている (24) B:優れている (18) C:普通 (12) D:やや劣っている (6) E:劣っている (0)	24		
	円滑な審議会運営のために審議会資料について迅速かつ的確に作成するための提案がなされているか。	A:非常に優れている (22) B:優れている (16.5) C:普通 (11) D:やや劣っている (5.5) E:劣っている (0)	22		
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う	A:8,499,880円未満 (92%未満) (8) B:8,499,880千円以上8,684,660円未満 (92%以上94%未満) (6) C:8,684,660円以上8,869,440円未満 (94%以上96%未満) (4) D:8,869,440円以上9,054,220千円未満 (96%以上98%未満) (2) E:9,054,220 円以上 (98%以上) (0)	8		
合 計			100		